

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 鹿児島県

策定：令和5年11月27日

I 収益性向上対策

1 目的

「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地がその創意工夫を活かして行う地域の強みを生かした産地の競争力を高め、その体質強化を推進するため、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や各作物の振興計画等と整合させつつ、地域が策定した営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
野菜 ・市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた重点品目 ・県が特に必要と認める品目	<p>野菜の振興にあたっては、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」に沿った各般の施策を展開しながら、温暖な気象条件を活かした他県産より早い冬春野菜を中心とした多品目にわたる野菜産地の育成、加工・業務用等に対応した野菜生産を推進するとともに、規模拡大による低コスト安定生産体制の確立を進め、大規模野菜農家の育成を図る。</p> <p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・共同育苗施設や集出荷貯蔵施設等の整備による省力化・効率化に向けた取組を推進 ・省力化機械の導入等による労働費の削減や、規模拡大による生産性の向上に向けた取組を推進</p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加 ・共同育苗施設や集出荷貯蔵施設等の整備による収益性の向上に向けた取組を推進 ・集出荷施設や農産物処理加工施設等の再編合理化を推進 ・機械化による適期の管理作業や規模拡大を推進し、単収・品質向上に向けた取組を支援</p> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備を図り、計画的生産及び出荷を推進 ・必要な省力化機械等の導入による省力化・効率化を図り、規模拡大を進め計画的出荷を推進 ・機械化一貫体系の導入により、適期の管理作業を推進し、単収・品質向上に向けた取組を推進</p> <p>○農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加。新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ・集出荷貯蔵施設等の整備による、輸出に向けた品目の計画的な出荷を推進 ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、輸出向け品目の生産に向けた取組を推進</p> <p>○労働生産性の10%以上の向上 ・集出荷貯蔵施設等の整備による、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、労働生産性の向上に向けた取組を推進</p> <p>○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・産地と一体となって産地の収益力強化を計画的に取り組む農業支援サービス事業者への機械等の導入支援とその利用割合の増加に向けた取組を推進</p>

	<p>○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は、燃油使用量の15%以上の低減（施設園芸エネルギー転換枠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加温設備を有するパイプハウス等へのヒートポンプ等の省エネ機器や循環扇等の内部設備の導入により省エネルギー化を図る取組を推進
<p>花き</p> <p>・市町村園芸産地活性化プラン（花き）に位置づけられた重点品目</p>	<p>花きの振興にあたっては、国の花きの振興に関する法律に基づく「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」を踏まえ、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「かごしま未来創造ビジョン」等に沿った各般の施策を展開しながら、経済のグローバル化等に対応するため、「高品質・低コスト」を基本に、輸入花き等との競合に対応できる花きのブランド産地づくりを推進するとともに、本県の高品質な花きの輸出に向けた取組を推進する。また、実需者ニーズに対応した県オリジナル品種の育成と種苗安定供給に努める。</p> <p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設等の高度化を推進 ・低コスト施設等の導入による生産性向上に向けた取組を支援 ・高品質な花きの安定生産や収量向上に向けた取組を推進 ・実需者ニーズに対応した県オリジナル品種の育成と種苗安定供給に努め、高品質化を推進 <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質な花きの安定生産や収量向上につながる資材等の導入により、生産体制を強化する取組を推進 ・実需者ニーズに対応した県オリジナル品種の育成と種苗安定供給に努め、高品質化を推進 ・集出荷貯蔵施設等の高度化を推進 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設等の整備を図り、計画的生産及び出荷を推進 ・高品質な花きの安定生産や収量向上に向けた取組を推進 <p>○農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加。新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設等の整備による、輸出に向けた品目の計画的な出荷を推進 ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、輸出向け品目の生産に向けた取組を推進 <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設等の整備による、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、労働生産性の向上に向けた取組を推進 <p>○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地と一体となって産地の収益力強化を計画的に取り組む農業支援サービス事業者への機械等の導入支援とその利用割合の増加に向けた取組を推進 <p>○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は、燃油使用量の15%以上の低減（施設園芸エネルギー転換枠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加温設備を有するパイプハウス等へのヒートポンプ等の省エネ機器や循環扇等の内部設備の導入により省エネルギー化を図る取組を推進
<p>果樹</p> <p>・県果樹農業振興計画に位置づけられた主要推進品目、地域推進品目</p> <p>・地域果樹産地構造改革計画又は市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた振興品目</p>	<p>果樹の振興にあたっては、「かごしま未来創造ビジョン」や「鹿児島県果樹農業振興計画」等を踏まえ、競争力のある果樹産地を構築する。また、経済のグローバル化や国内外の産地間競争に対応するため、流通加工施設の整備や省力機械の導入、栽培の施設化等により、生産規模の拡大と省力化を促進するとともに、本県の強みを生かせる高品質な果樹の輸出拡大に向けた果樹産地づくりを進める。</p> <p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械の導入により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・集出荷貯蔵施設等の高度化を推進 ・高品質な果実の安定生産や収量向上につながる資材・機械等の導入により、生産体制を強化する取組を推進 <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質な果実の安定生産や収量向上につながる資材等の導入により、生産体制を強化する取組を推進 ・集出荷貯蔵施設等の高度化を推進 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質な果実の安定生産や収量向上につながる資材等の導入により、生産体制を強化する取組を推進 ・省力化機械の導入により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・集出荷貯蔵施設等の高度化を推進

	<p>○農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加。新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設等の整備による、輸出に向けた品目の計画的な出荷を推進 ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、輸出向け品目の生産に向けた取組を推進 <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設等の整備による、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、労働生産性の向上に向けた取組を推進 <p>○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地と一体となって産地の収益力強化を計画的に取り組む農業支援サービス事業者への機械等の導入支援とその利用割合の増加に向けた取組を推進 <p>○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は、燃油使用量の15%以上の低減（施設園芸エネルギー転換枠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加温設備を有するパイプハウス等へのヒートポンプ等の省エネ機器や循環扇等の内部設備の導入により省エネルギー化を図る取組を推進
<p>水稲(新規需要米等を含む) 麦 大豆</p>	<p>水田農業の振興にあたっては、生産性の高い水田農業の確立と農家の経営安定を図るため、「鹿児島県水田収益力強化ビジョン」に基づき、需要に応じた米づくりや水田の高度利用による水稲、麦、大豆の産地化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲については、収量・食味に優れた「あきほなみ」や「なつほのか」等の作付拡大や品質向上による銘柄確立、地場産業と連携した焼酎麹用等の加工用米や耕畜連携による飼料用米の生産拡大を推進。 ・麦、大豆については、適地適作を基本に団地化や機械化体系の確立等による低コスト生産を推進。 <p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業の受委託や規模拡大、機械・施設の共同利用を推進 ・乾燥調製施設等の高度化や再編合理化を推進 <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化による適期管理作業や規模拡大を推進し、単収・品質向上の取組を支援 ・乾燥調製施設等の高度化や再編合理化を推進 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等導入による計画的生産を推進 ・乾燥調製施設等の高度化や再編合理化による計画的生産を推進 <p>○農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加。新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等の導入による輸出に向けた計画的生産を推進 ・乾燥調製施設等の高度化や再編合理化による輸出に向けた計画的生産を推進 <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、労働生産性の向上への取組を推進 ・乾燥調製施設等の高度化や再編合理化による労働生産性の向上への取組を推進 <p>○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地と一体となって産地の生産拡大を計画的に取り組む農業支援サービス事業者への利用割合の増加に向けた取組を推進

<p>茶</p>	<p>茶業振興にあたっては、「儲かる茶業経営」の実現を目指して、「かごしま茶未来創造プラン」に基づき、本県茶業の強みを生かし、生産体制の強化やニーズに対応した茶づくり等による付加価値の向上、かごしま茶のさらなる需要拡大に向けた取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の高度化、規模拡大、再編合理化等に向けた農産物処理加工施設の整備を推進 ・省力化機械等の導入を推進 ○販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な茶づくり等に必要農産物処理加工施設の整備を推進 ・多様な茶づくり等に必要機械等の導入を推進 ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・多様な茶づくり等に必要農産物処理加工施設の整備を推進 ・多様な茶づくり等に必要機械等の導入を推進 ○農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加。新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な茶づくり等に必要農産物処理加工施設の整備を推進 ・多様な茶づくり等に必要機械等の導入を推進 ○労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・荒茶加工施設等の整備による、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・産地と一体となって産地の収益力強化を計画的に取り組む農業支援サービス事業者への機械等の導入支援とその利用割合の増加に向けた取組を推進
<p>さとうきび</p>	<p>さとうきびの生産振興については、「さとうきび増産計画」に基づき、大規模経営体・農作業受託組織等担手の育成や、機械化一貫体系の普及・確立、地力の増進に向けた取組等を通じ、さとうきびの低コストで持続的な生産体制の確立を推進し、産地の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物処理加工施設等の整備により、施設の高度化、規模拡大、再編合理化等を推進 ・省力化機械等の導入により、さとうきび栽培における省力化・効率化や規模拡大に向けた取組を推進 ○販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物処理加工施設等の整備により施設の高度化、規模拡大、再編合理化等を推進 ・機械化一貫体系の確立・普及により、適期の管理作業等、単収向上の取組を推進 ○労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物処理加工施設等の整備による、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・産地と一体となって産地の収益力強化を計画的に取り組む農業支援サービス事業者への機械等の導入支援とその利用割合の増加に向けた取組を推進

<p>原料用さつまいも (でん粉用, 焼酎用, 加工用)</p>	<p>畑作農業における輪作体系や防災営農の面からも重要な作物であるさつまいもの生産安定を図るため、「原料用さつまいもの用途別確保方針」に基づき、用途別の需要に応じた計画的生産を推進するとともに、実需者と生産者との実効性のある契約取引の実践を推進し、産地の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・共同育苗施設や集出荷貯蔵施設等の再編合理化を推進 ・省力化機械の導入による労働費の削減や、規模拡大による生産性の向上を推進 ○販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・共同育苗施設や集出荷貯蔵施設等の整備による収益性の向上を推進 ・機械化による適期の管理作業や規模拡大による収益性の向上を推進 ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備により、計画的生産を推進 ・省力化機械等の導入により、計画的生産を推進 ○労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設等の整備による、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・産地と一体となって産地の収益力強化を計画的に取り組む農業支援サービス事業者への機械等の導入支援とその利用割合の増加に向けた取組を推進
<p>特産作物</p>	<p>特産作物のうち、葉たばこについては、「県葉たばこ生産振興基本方針」に基づき、経営感覚に優れた担い手の確保・育成や低コストで高単収・高品質な葉たばこ生産を推進し、生産性の高い魅力ある葉たばこ経営の確立と産地の育成を図る。 特産作物については、安定生産・安定出荷体制の構築に向けた取組を支援し、地域の特性を生かした付加価値の高い農業を推進し、産地の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・共同乾燥調整施設や共同貯蔵施設等の施設整備による施設の高度化、規模拡大等を推進 ・省力化機械等の導入による生産の効率化や規模拡大に向けた取組を推進 ○販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・共同乾燥調整施設や共同貯蔵施設等の施設整備による施設の高度化や、品質向上、規模拡大等を推進 ・機械の導入による規模拡大や適期管理の実践等単収・品質向上に向けた取組を推進 ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること（葉たばこを除く） <ul style="list-style-type: none"> ・品質を揃え、安定供給を図るための共同乾燥調整施設や共同貯蔵施設等の導入を推進 ・省力化機械等の導入による計画的出荷を推進 ○労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・共同乾燥調整施設や共同貯蔵施設等の整備による、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、労働生産性の向上に向けた取組を推進 ○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・産地と一体となって産地の収益力強化を計画的に取り組む農業支援サービス事業者への機械等の導入支援とその利用割合の増加に向けた取組を推進

<p>共通事項</p>	<p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設等） ・集出荷・加工コスト削減 → 集出荷施設のみ計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能 <p>【販売額又は所得額向上の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売額向上 → 単位面積当たりの販売額の増加率で比較。単位当たりの販売額が地域品目の平均より高い場合は、総販売額で比較することも可能 ・所得額向上 → 単位面積当たりの所得額の増加率で比較。単位当たりの所得額が地域品目の平均より高い場合は、総所得額で比較することも可能 <p>【契約栽培増加効果の比較の考え方】</p> <p>契約栽培増加 → 取組主体と実需者との事前契約で比較</p> <p>【輸出向け出荷量又は出荷額増加効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷量増加 → （輸出実績がある場合） 輸出向け出荷量の増加率で比較 （新規取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合） 輸出向けの年間出荷量の増加率で比較 ・出荷額増加 → （輸出実績がある場合） 輸出向け出荷額の増加率で比較 （新規取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合） 出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率で比較 <p>【労働生産性向上の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性向上 → 作業工程の全ての労働時間当たりの総販売額の増加率で比較。全ての労働時間によることが困難な場合は、全ての労働時間の過半を超える作業工程に係る時間を対象とすることも可能 <p>【農業支援サービス事業体の利用割合の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用割合増加 → 農業支援サービス事業体の利用経営体数又は利用面積の増加で比較 <p>【省エネ機器の導入面積拡大の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器の導入面積拡大 → 「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」を「化石燃料を使用する加温機の導入面積」と「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」の和で除した割合で比較。なお、化石燃料を使用しない加温機と化石燃料を使用する加温機をハイブリッド利用している場合には、「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」のみにカウントするものとする。 <p>【成果目標の設定の読み替え（施設園芸エネルギー転換枠以外）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標設定に当たって、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各作物において「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。
-------------	--

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業（以下「本事業」という。）の効果的な実施に向け、市町村及び県（地域振興局・支庁）が連携し、推進・指導に当たる。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地生産基盤パワーアップ事業産地パワーアップ計画（以下「産地パワーアップ計画」という。）及び産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画（以下「取組主体事業計画」という。）に係る審査は、各地域協議会の構成団体である市町村及び県（地域振興局・支庁）に属する各品目の補助事業等に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。 また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県（地域振興局・支庁）、市町村等）で事前審査体制を構築し、指導する。 なお、産地パワーアップ計画は、地域協議会から市町村等を経由して県へ提出する。</p>

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
<p>野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた重点品目 ・県が特に必要と認める品目 	<p>○ 助成対象 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付等要綱」という。）の別表2のIIのメニュー欄の1に掲げる施設を助成対象とする。</p> <p>○ 取組要件 交付等要綱の別記2，別紙1の要件等を満たす取組を助成対象とする。</p> <p>○ 県が特に必要と認める品目 地域協議会が，市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた重点品目以外で，本事業の趣旨に沿った取り組みを実施する場合，産地の範囲に含まれる市町村長が作成する，産地としての品目の位置付けの考え方や産地化のための具体的取組等を記載した書類を，産地パワーアップ計画の承認並びに変更承認申請時に添付することで，県の審査の結果，産地パワーアップ計画の承認時に併せて認めることとする。</p>
<p>花き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた重点品目 	
<p>果樹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県果樹農業振興計画に位置づけられた主要推進品目，地域推進品目 ・地域果樹産地構造改革計画又は市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた振興品目 	
<p>水稻（新規需要米等を含む）</p>	
<p>麦</p>	
<p>大豆</p>	
<p>茶</p>	
<p>さとうきび</p>	
<p>原料用さつまいも （でん粉用，焼酎用，加工用）</p>	
<p>特産作物</p>	

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
<p>野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた重点品目 ・県が特に必要と認める品目 	<p>○ 取組要件 交付等要綱の別記2の要件等を満たす取組とする。</p> <p>○ 助成対象 鹿児島県農業機械の導入に関する考え方等と整合をとり、本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械、資材を助成対象とする。なお、助成対象とする機械及び資材は別紙生産支援事業助成対象機械等及び資材のとおりとする。</p> <p>○ 県が特に必要と認める品目 地域協議会が、市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた重点品目以外で、本事業の趣旨に沿った取り組みを実施する場合、産地の範囲に含まれる市町村長が作成する、産地としての品目の位置付けの考え方や産地化のための具体的取組等を記載した書類を、産地パワーアップ計画の承認並びに変更承認申請時に添付することで、県の審査の結果、産地パワーアップ計画の承認時に併せて認めることとする。</p>
<p>花き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた重点品目 	
<p>果樹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県果樹農業振興計画に位置づけられた主要推進品目、地域推進品目 ・地域果樹産地構造改革計画又は市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた振興品目 	
<p>水稻(新規需要米等を含む)</p>	
<p>麦</p>	
<p>大豆</p>	
<p>茶</p>	
<p>さとうきび</p>	
<p>原料用さつまいも (でん粉用、焼酎用、加工用)</p>	
<p>特産作物</p>	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
<p>・産地内で新規作物を普及拡大させることを前提とし、新規作物は地域協議会内での作付け開始から概ね5年以内の作物とする。</p>	<p>○ 取組要件 交付等要綱の別記2の要件等を満たす取組とする。 ただし、技術実証は、効果増進事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上等の取組を実施することを前提としたものに限る。</p> <p>○ 助成対象 鹿児島県農業機械の導入に関する考え方等と整合があり、産地としての生産コスト削減又は販売額向上等に必要不可欠な実証機械等を助成対象とする。</p>

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

下記書類（写し）等をもって確認する。

I 基金事業

1 計画申請時

(1) 整備事業

・概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置、配置図、設計図、平面図、施設の管理運営規程など

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

・申請者の規約、機械の利用計画、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ、改植実施園の位置図（改植の場合）など

2 請求時

(1) 整備事業

・入札関係書類、契約書、出来高設計書等工事関係書類、経理関係書類、施設管理関係書類、検査調書、検査写真など

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

・導入に係る入札関係書類、発注書、契約書、借受証、納品書、領収書（支払済みの場合）、検査調書、検査写真など

II 整備事業

1 計画申請時

・概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置、配置図、設計図、平面図、施設の管理運営規程など

2 請求時

・入札関係書類、契約書、出来高設計書等工事関係書類、経理関係書類、施設管理関係書類、検査調書、検査写真など

6 取組主体助成金の交付方法

取組主体補助金又は助成金は、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）並びに鹿児島県産地パワーアップ事業補助金交付要綱に基づき、県又は、県から市町村を通じ取組主体へ交付する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

《取組主体に対して、事業実施前に交付条件を市町村等を通じて周知》

- 契約に当たっての条件
 - ・売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - ・上記により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 補助金又は助成金の返納
 - 取組主体が補助金又は助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該補助金又は助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。
- 補助金又は助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納
 - 補助金又は助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを返納しなければならない。
- 財産の管理等
 - ・補助金又は助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金等の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - ・取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 財産処分の管理
 - ・取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
 - ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
 - ・処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない。また、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 取組主体計画の評価
 - 取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会長等に報告するものとする。
 - なお、知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

8 その他

《目標年度》

交付等要綱別記2の第6による知事が特に必要と認める場合は以下のとおりとする。

○果樹の被覆栽培施設等の整備を伴う事業

果樹においては品目特性上、植栽後に育成期間を必要とし、未収益期間が生じるため、その間の目標達成は困難であることから、目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲で定めることができることとする。

《その他》

○必要に応じ、この実施方針に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

助 成 対 象		補助金額上限
農業機械等の導入及びリース導入	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理用機械及び附帯設備 ・収穫・出荷調整（調製）用機械及び附帯設備 ・集出荷貯蔵用設備及び附帯設備 ・品質分析用設備及び附帯設備 ・防除用機械及び附帯設備 ・肥料・堆肥散布機及び附帯設備 ・加工用機械及び附帯設備 ・暖房機・省エネ対策設備（ヒートポンプ、循環扇等）及び附帯設備 ・電照施設及び附帯設備 ・高設栽培システム設備及び附帯設備 ・ほ場環境制御システム機械・機器及び附帯設備 ・その他高収益作物・栽培体系等への転換に必要な機械及び附帯設備等 <p>※農業機械等の導入をする際の基準は、別途定める。</p>	
生産資材の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・被覆栽培施設資材及び附帯設備資材（対象ハウス） 鹿児島県園芸施設ガイドブックに位置づけのある野菜・花き用標準型ハウス及び果樹用標準型ハウスとする。 ※中期展張及び硬質プラスチックハウスを除く。 ・防風・防潮平張施設資材 ・かん水施設資材 ・高設栽培資材 ・栽培棚資材 ・省エネルギー型資材（LED電球等） ・育苗施設資材 ・その他高収益作物・栽培体系等への転換に必要な資材及び附帯設備資材 <p>※なお、資材は複数年にわたり効果が発現できるものに限る。 ※茶の被覆資材については、遮光率80%以上のものとする。</p>	

農業機械等の導入をする際の基準

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）都道府県事業実施方針「別紙 生産支援事業助成対象機械等及び資材」で定める「※農業機械等の導入をする際の基準」について、以下のとおり定める。（下記の1かつ2の要件を満たすこと）

- 1 取組主体は、費用対効果分析を実施し投資効率1以上が見込まれること。
- 2 助成対象の農業機械等は、次の（1）又は（2）のいずれかに限る。
 - （1）経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等（※1）
 - （2）「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる農業機械等（当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。）（※2）

※1「拡大」とは

産地パワーアップ計画に位置づけた取組主体における経営面積又は作業受託面積が、現状の面積より増加すること

※2「地域のモデル」とは

助成対象の農業機械等は、産地パワーアップ計画を策定した地域協議会内で初めて導入する農業機械等であること

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地がその創意工夫を生かして行う地域の強みを生かした産地の競争力を高め、その体質強化を推進するため、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や各作物の振興計画等と整合させつつ、地域の生産基盤の強化を図りながら、担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
<p>野菜，花き，果樹 （農業用ハウスの再整備・改修） ・市町村園芸産地活性化プラン（野菜，花き，果樹）に位置づけられた重点品目 ・県果樹農業振興計画及び地域果樹産地構造改革計画に位置づけられた主要推進品目，地域推進品目 ・県が特に必要と認める品目</p>	<p>【産地の成果目標】 ○作付面積又は販売額の維持（増加） ・継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備の推進 ・継承するハウスへの高度環境制御装置等の導入の推進</p> <p>【取組主体の成果目標】 ○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、交付等要綱別記2の第4の5（2）イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援</p>
<p>果樹，茶 （果樹園・茶園等の再整備・改修） ・市町村園芸産地活性化プラン（果樹）に位置づけられた重点品目 ・県果樹農業振興計画及び地域果樹産地構造改革計画に位置づけられた主要推進品目，地域推進品目 ・本県奨励品種（緑茶用品種） ・県が特に必要と認める品目及び品種</p>	<p>【産地の成果目標】 ○作付面積又は販売額の維持（増加） ・継承ニーズの把握と樹園地及び茶園等の継承に向けた再整備・改修の推進 ・継承する樹園地及び茶園等の改植の推進</p> <p>【取組主体の成果目標】 ○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、交付等要綱別記2の第4の5（2）イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援</p>

<p>野菜、花き、果樹、茶、水稻（新規需要米を含む）、麦、大豆、さとうきび、原料用さつまいも（でん粉用、焼酎用、加工用）、特産作物（農業機械の再整備・改良）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村園芸産地活性化プラン（野菜、花き、果樹）に位置づけられた重点品目 ・県果樹農業振興計画及び地域果樹産地構造改革計画に位置づけられた主要推進品目、地域推進品目 ・本県奨励品種（緑茶用品種） ・県が特に必要と認める品目及び品種 	<p>【産地の成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作付面積又は販売額の維持（増加） <ul style="list-style-type: none"> ・継承ニーズの把握と生産ほ場（農作業受託組織含む）の継承の推進 <p>【取組主体の成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、交付等要綱別記2の第4の5（2）イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援
<p>野菜、花き、果樹、茶、水稻（新規需要米を含む）、麦、大豆、さとうきび、原料用さつまいも（でん粉用、焼酎用、加工用）、特産作物（生産装置の継承・強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村園芸産地活性化プラン（野菜、花き、果樹）に位置づけられた重点品目 ・県果樹農業振興計画及び地域果樹産地構造改革計画に位置づけられた主要推進品目、地域推進品目 ・本県奨励品種（緑茶用品種） ・県が特に必要と認める品目及び品種 	<p>【産地の成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作付面積又は販売額を維持（増加） <ul style="list-style-type: none"> ・産地において継承・強化体制の構築を目的とした会議の開催及び必要な調査、分析、設計のための取組の推進 ・後継者不在の農業用ハウス及び農地と、受け手のニーズの把握、リスト化の整理の推進 ・広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組の推進 ・再整備、改修した農業用ハウス・樹園地を円滑に継承するための維持・管理の取組の推進 <p>【取組主体の成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、交付等要綱別記2の第4の5（2）イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援
<p>野菜、花き、果樹、茶、水稻（新規需要米を含む）、麦、大豆、さとうきび、原料用さつまいも（でん粉用、焼酎用、加工用）、特産作物（生産技術の継承・普及）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村園芸産地活性化プラン（野菜、花き、果樹）に位置づけられた重点品目 ・県果樹農業振興計画及び地域果樹産地構造改革計画に位置づけられた主要推進品目、地域推進品目 ・本県奨励品種（緑茶用品種） ・県が特に必要と認める品目及び品種 	<p>【産地の成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作付面積又は販売額を維持（増加） <ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理、労務管理等の技術実証の推進 ・技術継承、普及のための研修等による人材育成の推進 ・農業機械の安全取扱技術の向上支援の推進 <p>【取組主体の成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、交付等要綱別記2の第4の5（2）イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援

<p>共通事項</p>	<p>【輸出額の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けの生産開始 → 出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率で比較 ・輸出額増加 → 輸出向け出荷額の増加率で比較 <p>【生産コストの比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コストの低減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械，集出荷施設等） <p>【労働生産性向上の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性向上 → 作業工程の全ての労働時間当たりの総販売額の増加率で比較。全ての労働時間によることが困難な場合は，全ての労働時間の過半を超える作業工程に係る時間を対象とすることも可能 <p>【契約販売率の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約販売率の増加 → 取組主体と実需者との事前契約で比較
-------------	---

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業（以下「本事業」という。）の効果的な実施に向け，市町村及び県（地域振興局・支庁）が連携し，推進・指導に当たる。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は，各地域協議会の構成団体である市町村及び県（地域振興局・支庁）に属する各品目の補助事業等に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。 また，本事業の計画審査を円滑に実施する観点から，地域協議会等の管内の関係者（県（地域振興局・支庁），市町村等）で事前審査体制を構築し，指導する。 なお，産地パワーアップ計画は，地域協議会から市町村等を経由して県へ提出する。</p>

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
野菜，花き，果樹 ・市町村園芸産地活性化プラン（野菜，花き，果樹）に位置づけられた重点品目 ・県果樹農業振興計画及び地域果樹産地構造改革計画に位置づけられた主要推進品目，地域推進品目 ・県が特に必要と認める品目	○取組要件 ・交付等要綱別記2の別紙2の要件を満たす取組を助成対象とする。 ○補助対象 ・交付等要綱別記2の別紙2のIの1の(4)に定めるハウスの再整備・改修，機械設備等の導入・リース導入を対象とする。 ○県が特に必要と認める品目 ・地域協議会が，市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた重点品目以外で，本事業の趣旨に沿った取り組みを実施する場合，産地の範囲に含まれる市町村長が作成する，産地としての品目の位置付けの考え方や産地化のための具体的取組等を記載した書類を，産地パワーアップ計画の承認並びに変更承認申請時に添付することで，県の審査の結果，産地パワーアップ計画の承認時に併せて認めることとする。

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹 ・県果樹農業振興計画に位置づけられた主要推進品目，地域推進品目 ・地域果樹産地構造改革計画又は市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた振興品目	○取組要件 ・交付等要綱別記2の別紙2の要件を満たす取組を助成対象とする。 ○補助対象 ・交付等要綱別記2の別紙2のIの2の(4)に定めるものを対象とする。 ○果樹及び茶等の改植を行う場合の対象品目・品種 (果樹) ・対象品目・品種は，県果樹農業振興計画，地域果樹産地構造改革計画又は市町村園芸産地活性化プランにおいて，今後振興すべき品目・品種として定められたものとする。 選定理由：県又は市町村において，生産を振興する品目・品種（優良品目・品種）として位置づけられているため。 (茶) ・本県奨励品種（緑茶用品種）への改植を対象とする。
茶 ・本県奨励品種（緑茶用品種） ・県が特に必要と認める品種	○県が特に必要と認める品目及び品種 ・地域協議会が，市町村園芸産地活性化プラン等に位置づけられた重点品目以外で，本事業の趣旨に沿った取り組みを実施する場合，産地の範囲に含まれる市町村長が作成する，産地としての品目及び品種の位置付けの考え方や産地化のための具体的取組等を記載した書類を，産地パワーアップ計画の承認並びに変更承認申請時に添付することで，県の審査の結果，産地パワーアップ計画の承認時に併せて認めることとする。

(注) 果樹の改植を行う場合は，対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

(注) 茶の改植を行う場合は，対象品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
<p>野菜、花き、果樹、茶、水稻（新規需要米を含む）、麦、大豆、さとうきび、原料用さつまいも（でん粉用、焼酎用、加工用）、特産作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村園芸産地活性化プラン（野菜、花き、果樹）に位置づけられた重点品目 ・県果樹農業振興計画及び地域果樹産地構造改革計画に位置づけられた主要推進品目、地域推進品目 ・本県奨励品種（緑茶用品種） ・県が特に必要と認める品目及び品種 	<p>○取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を助成対象とする。 <p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付等要綱別記2の別紙2のIの3の（4）に定めるものを対象とする。

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
<p>野菜、花き、果樹、茶、水稻（新規需要米を含む）、麦、大豆、さとうきび、原料用さつまいも（でん粉用、焼酎用、加工用）、特産作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村園芸産地活性化プラン（野菜、花き、果樹）に位置づけられた重点品目 ・県果樹農業振興計画及び地域果樹産地構造改革計画に位置づけられた主要推進品目、地域推進品目 ・本県奨励品種（緑茶用品種） ・県が特に必要と認める品目及び品種 	<p>○取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を助成対象とする。 ・協議会全域で取組を行うものとする。 <p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付等要綱別記2の別紙2のIの4の（3）に定めるものを対象とする。

⑤ 生産技術の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
<p>野菜、花き、果樹、茶、水稻（新規需要米を含む）、麦、大豆、さとうきび、原料用さつまいも（でん粉用、焼酎用、加工用）、特産作物</p> <p>・市町村園芸産地活性化プラン（野菜、花き、果樹）に位置づけられた重点品目</p> <p>・県果樹農業振興計画及び地域果樹産地構造改革計画に位置づけられた主要推進品目、地域推進品目</p> <p>・本県奨励品種（緑茶用品種）</p> <p>・県が特に必要と認める品目及び品種</p>	<p>○取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を助成対象とする。 <p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付等要綱別記2の別紙2のIの5の（3）に定めるものを対象とする。 <p>○農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）による研修会等を開催できるものとする。研修では当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の法令の知識の習得等も行うことができるものとする。

（2）整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>下記書類（写し）等をもって確認する。</p> <p>I 基金事業</p> <p>1 計画申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の規約、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ、事業実施位置図、施設等の継承計画、既存施設等の写真・位置図など <p>2 請求時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入に係る入札関係書類、発注書、契約書、借受証、納品書、領収書（支払済みの場合）、検査調書、検査写真、財産管理台帳の写しなど <p>II 整備事業</p> <p>1 計画申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置、配置図、設計図、平面図、施設の管理運営規程など <p>2 請求時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札関係書類、契約書、出来高設計書等工事関係書類、経理関係書類、施設管理関係書類、検査調書、検査写真、財産管理台帳の写しなど

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

項目	内容	目標	ポイント	備考
(1) 販売額目標	販売額の増加	+ 10%以上	3ポイント	
		+ 15%以上	4ポイント	
		+ 20%以上	5ポイント	
(2) 面積	産地生産基盤パワーアップ計画の面積が面積要件の100%以上	× 100%以上	3ポイント	新規取組品目及び品種の場合は3ポイントとする。
		× 120%以上	4ポイント	
		× 140%以上	5ポイント	
(3) 担い手の育成	目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた中心経営体		2ポイント	
	認定農業者、認定新規就農者		1ポイント	
(4) 農地の集積・集約	農地中間管理機構からの農地仮受者		3ポイント	

7 取組主体助成金の交付方法

取組主体補助金又は助成金は、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）並びに鹿児島県産地パワーアップ事業補助金交付要綱に基づき、県又は、県から市町村を通じ取組主体へ交付する。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

《取組主体に対して、事業実施前に交付条件を市町村等を通じて周知》

○ 契約に当たっての条件

・売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付きなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
・上記により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

○ 補助金又は助成金の返納

取組主体が補助金又は助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該補助金又は助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

○ 補助金又は助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

補助金又は助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを返納しなければならない。

○ 財産の管理等

・補助金又は助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金等の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
・取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

○ 財産処分の管理

・取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
・処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない。また、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

○ 取組主体計画の評価

取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会長等に報告するものとする。
なお、知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に、果樹及び茶の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

9 その他

《目標年度》

交付等要綱別記2の第6による知事が特に必要と認める場合は以下のとおりとする。

○ 果樹の被覆栽培施設等の整備を伴う事業

果樹においては品目特性上、植栽後に育成期間を必要とし、未収益期間が生じるため、その間の目標達成は困難であることから、目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲で定めることができることとする。

○ 茶園の再整備・改修等を伴う事業

茶においては、品目特性上、植栽後に育成期間を必要とし、未収益期間が生じるため、その間の目標達成は困難であることから、目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲で定めることができることとする。

《その他》

○ 必要に応じ、この実施方針に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

堆肥の施用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥による継続的な土づくりの取組を推進し、もって農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図ることを目的とする。

2 基本方針

本県は、農作物の生産において、土づくりは基本的かつ重要な技術であると考えており、これまで「健全な土づくりの指導指針」や「鹿児島県土壌管理指針」等に基づき、良質堆肥などの有機物質材の積極的な施用、土壌の物理性を改善するための深耕、土壌診断による適正な施肥などを推進しているところである。

一方、本県は温暖で雨が多い気象条件のため、有機物の分解が速く、地力が低下しやすい条件であるとともに、県が実施している農地管理実態調査等において、近年、土壌中への有機物の投入量が減少傾向であり、地力の低下が懸念されている状況である。

県は、本事業において、これまで堆肥の施用による土づくりを実施していなかったほ場及び堆肥の追加的な施用が有効と認められるほ場を対象として、堆肥の実証的な活用を支援するとともに、引き続き、土づくりの重要性を再認識してもらうための啓発活動に取り組み、良質堆肥の施用や深耕など、健全な土づくりを推進し、農作物の生産性の向上を図る。

3 本事業の推進・指導方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

本事業の効果的な実施に向け、県は市町村等と連携し、推進・指導に当たるものとする。役割分担は以下のとおり。

- ア 取組主体（農業者、農業団体等）
事業計画書作成、対象ほ場選定、堆肥の調達・運搬・施用、土壌分析の実施・分析結果の活用、土づくりに関する研修会の開催等
- イ 市町村若しくは地域協議会
事業計画書とりまとめ、土づくりに関する助言・指導等
- ウ 県、県協議会
県事業計画及び産地パワーアップ計画作成、土づくりに関する助言・指導等

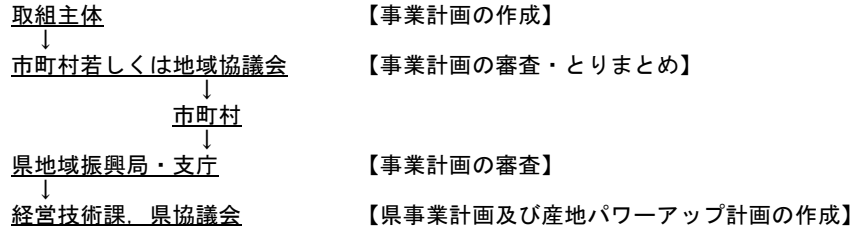
(2) 事業計画の作成・審査

- ア 取組主体は、市町村若しくは地域協議会に事業計画を提出する。
なお、事業計画の作成にあたっては、市町村及び関係農業団体等と連携のうえ、産地の実状を踏まえ行う。
- イ 市町村若しくは地域協議会は事業計画を審査し、とりまとめて、市町村を経由して県地域振興局・支庁に提出する。
なお、事業計画の審査は、市町村若しくは地域協議会に属する補助事業等に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。
- ウ 県地域振興局・支庁は事業計画を審査し、併せて事業が円滑に進むよう関係者との調整を図る。
なお、事業計画の審査は、県地域振興局・支庁の補助事業等に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。
- エ 県地域振興局・支庁は事業計画の審査が完了した後、県経営技術課に提出する。
- オ 県経営技術課は、県事業計画を作成し、九州農政局へ提出する。

(3) 産地パワーアップ計画の作成

- ア 産地パワーアップ計画の作成は、交付等要綱別記2第10及び別記2別紙2のIの6に定めるものによる。
- イ 県経営技術課は、事業計画に基づき、県協議会と連携し、産地パワーアップ計画及びその添付資料を作成する。

(4) フロー図



4 取組要件

交付等要綱の別表2メニュー欄の2及び別記2別紙2に定めるもののほか、以下に定めるものによる。

- (1) 対象作物
原料用さつまいも、さとうきび
- (2) 活用する堆肥の種類
ア 牛由来の排せつ物を原料とする堆肥（牛ふん堆肥）
なお、牛ふん堆肥の入手が困難な地域は、豚若しくは馬由来の排せつ物を原料とする堆肥を施用することが可能である。
イ 牛、豚若しくは馬由来の排せつ物を主な原料とする堆肥をペレット状に加工したペレット堆肥
ウ ア及びイとも、肥料取締法（昭和25年5月1日法律第127号）第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたものであり、十分に腐熟された堆肥であること。
- (3) 堆肥の施用量
ア 「鹿児島県土壌管理指針（七訂版）」を参考に、対象ほ場の土壌分析結果を踏まえ、次のイ及びウの施用量の基準に従い、取組の成果が期待できる量を施用するものとする。
イ 堆肥の施用量の基準は以下のとおりとする。
原料用さつまいも；1,000～2,000kg/10a
さとうきび；2,000～4,000kg/10a
ウ ペレット堆肥の施用量の基準は以下のとおりとする。
原料用さつまいも；500～1,000kg/10a
さとうきび；1,000～2,000kg/10a
- (4) 事業対象とするほ場の条件
ア 原則として、これまで、堆肥を用いた土づくりを行っていないほ場とする。
イ これまでに堆肥の施用を行っていても、地力の低下による作物の収量・品質の低下がみられ、その改善に堆肥の追加的な施用が有効と認められる場合には事業対象にすることができるものとする。
- (5) 土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施
ア 取組主体は、土づくり効果の確認のため、実証の前後において、土壌分析を実施するものとする。
イ 土壌分析は、堆肥の施用効果をほ場毎に確認するため、原則としてほ場毎に実施するものとする。
- (6) 事業効果を高めるための研修会の開催等
取組主体は、堆肥施用による土づくりの重要性を理解し、継続的に堆肥施用に取り組むなど事業効果を高めるため、土づくりに関する研修会の開催や県等が主催する研修会等への参加、若しくは（5）の土壌分析結果の検討会の開催等を実施するよう努めるものとする。
- (7) その他
堆肥にはクロピラリド（除草剤の成分）が含まれている可能性があるため、堆肥の施用にあたっては適正な施用時期や施用量に留意すること。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

- (1) 計画申請時
ア 成果目標の設定根拠
イ 実証ほの設置計画（実証ほ場の位置図を含む）
ウ 収支計画
エ 見積書等、事業費の積算根拠の写し
オ 事業内容の必要性・妥当性を示す上で必要な資料等
- (2) 請求時
ア 実証ほの設置実績（実証ほ場の位置図を含む）
イ 堆肥施用前の土壌分析結果と収穫後の土壌分析結果
ウ 堆肥等の購入等の各取組に係る納品書、請求書、領収書及び契約書等の写し
エ 堆肥の施用を証する写真
オ その他、県が求めるもの
※ これら取組内容及び対象経費の確認に必要な書類は、取組主体の事業完了の翌年度から起算して5か年整備保管するものとする。

6 取組主体助成金の交付方法

- (1) 助成金交付事務の流れ
- ア 取組主体への助成金は、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）並びに別に定める本事業交付要綱に基づき、県から市町村を通じ取組主体に交付するものとする。
 - イ 交付等要綱別記2別紙様式第12号の取組主体助成金の請求及び別記2別紙様式第14号の概算払請求について、次のとおりとする。
取組主体から知事あての助成金請求及び概算払請求において、知事あてを市町村長あてに読み替えるものとする。
- (2) 助成金の上限
- 取組主体への助成金は、取組主体が堆肥を実証的に活用する面積に対して、10アールあたり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10アールあたり35千円）を乗じた額を上限とし、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 県は、取組主体に対して、事業実施前に交付条件を市町村若しくは地域協議会を通じて周知する。
- (1) 契約に当たっての条件
- ア 売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。
ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - イ アにより契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (2) 助成金の返納
- 取組主体が助成金を受けた後に、交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該補助金又は助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。
- (3) 事業実施状況報告及び事業の評価
- 事業実施状況報告及び事業の評価については、交付等要綱別記2第15、第16に定める。
- (4) 継続的な土づくりの実施について
- 取組主体は、事業実施後においても、良質堆肥の施用や深耕など、健全な土づくりに取り組み、農作物の生産性の向上に努めることとする。

8 その他

本事業の補助金交付事務について、別途、県補助金交付要綱を定める。